

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部 県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

（人事課） 一

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課） 三

○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

（同） 八

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第三十六号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号ロ中「及び第三十七条第五項」を、「第三十七条第五項及び附則第七條第六項（附則第八條第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同号ホ及びヘ中「及び第三十八條」を、「第三十八條並びに附則第七條第九項及び第八條第三項」に改め、同号ト中「及び第三十八條」を、「第三十八條並びに附則第七條第九項及び第八條第三項」に改め、「含む」の下に「及び附則第七條第七項（附則第八條第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六條第一項第七号中カをヨとし、ヌからワまでをルからカまでとし、同号リ中「第二十五條の九第一項」を「第三十八條第一項並びに改正法附則第二條第五項及び第三條第三項」に改め、同号中リをヌとし、同号チ中「第二十五條の八」を「第三十二條、第三十四條（健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下この号において「改正法」という。）附則第二條第一項及び

第三條第一項の規定により読み替えられた規定を含む。）及び第三十六條」に改め、同号中チをリとし、同号ト中「第二十五條の七」を「第三十一條」に改め、同号トをチとし、同号ヘ中「第二十五條の五第二項」を「第二十九條第二項」に改め、同号中ヘをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第二十一條第一項の規定による特定給食施設であつて特別の栄養管理が必要な施設の指定

第六條第一項第二十二号中ヌを削り、同号リ中「第四項まで及び第六項（これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。）並びに第四十六條」を「第六項まで」に、「入院の期間の決定、入院の期間の延長の決定及び弁明の機会の付与」を「措置及び期間の延長、感染症診療協議会の意見の聴取、意見陳述の機会の付与並びに通知」に改め、同号中リをヌとし、同号チ中「これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。）」を削り、「措置及び」を「及び措置並びに」に改め、同号中チをリとし、トを削り、同号ヘ中「及び第四項」を、「第三項、第四項、第五項及び第六項」に、「及び確認」を、「確認の求めの受理、確認、感染症診療協議会の意見の聴取及び報告」に改め、同号中ヘをチとし、同号ホ中「並びに第四十五條第一項及び第二項」を削り、「勧告及び当該職員による健康診断の実施の指示」を「受診の勧告及び実施」に改め、同号中ホをトとし、同号ニ中「医師その他の医療関係者に対する」を削り、同号中ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第十六條の三第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項の規定による検体の提出及び採取

の応諾の勧告並びに採取、通知、書面の交付並びに検査

第六條第一項第二十二号ハ中「並びに職員の質問の指示並びに当該職員の質問及び調査の指示」を「質問及び調査」に改め、同号中ロをハとし、同号イ中「の規定による当該職員の質問及び調査の実施の指示」を、「第三項及び第四項の規定による質問、調査、検体及び病原体の提出並びに検体の採取の応諾の請求並びに検査」に改め、同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第十四條の二第二項及び第三項の規定による検体及び病原体の受領並びに検査

第六條第一項第二十二号ル中「（第二十六條において準用する場合を含む。）及び第四十七條」及び「入院する患者の」を削り、同号ヲ中「及び第四項（これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。）並びに第四十八條第一項及び第四項の規定による病原体を保有しているかどうかの確認及び退院の措置」を、「第三項及び第四項の規定による退院の措置及び求めの受理並びに確認」に改め、同号中ワを削り、同号カ中「（第二十六條において準用する場合を含む。）」を削り、「等」を「等」とし、同号ヨ中「（第二十六條及び第四十九條の二において準用する場合を含む。）」を削り、「等」を「聴取及び処理並びに通知」に改め、同号中ヨをカとし、オをユとし、同号ノ中「及び第五項並びに第五

十条の二第一項、第二項及び第四項」を、「第四項及び第五項」に、「感染の防止に必要な協力の要請及び食事等の提供に要した」を「協力の要請、食事の提供等及び」に改め、同号中ノをヤとし、ヤの次に次のように加える。

マ 第四十四条の七第一項、第三項及び第五項の規定による検体の提出及び採取の承諾の報告並びに採取並びに検査並びに同条第九項において準用する第十六条の三第五項及び第六項の規定による通知及び書面の交付

ケ 第四十五条第一項及び第二項の規定による健康診断の受診の勧告及び実施並びに同条第三項において準用する第十六条の三第五項及び第六項の規定による通知及び書面の交付

フ 第四十六条第一項から第五項までの規定による入院の勧告、措置及び期間の延長、意見陳述の機会の付与並びに通知

コ 第四十七条の規定による移送

エ 第四十八条第一項、第三項及び第四項の規定による退院の措置及び求めの受理並びに確認

テ 第四十九条において準用する第十六条の三第五項及び第六項の規定による通知及び書面の交付

ア 第四十九条の二において準用する第二十四条の二の規定による苦情の申出の受理、聴取及び処理並びに通知

サ 第五十条第一項の規定により新感染症を一類感染症とみなして適用する場合における第二十六条の三第一項及び第三項の規定による検体及び病原体の提出の命令並びに取去、第二十六条の四第一項及び第三項の規定による検体の提出及び採取の承諾の命令並びに採取、第二十七条の規定による消毒の命令及び指示並びに消毒、第二十八条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の命令及び指示並びに駆除、第二十九条の規定による措置命令、指示及び措置、第三十条の規定による死体の移動の制限及び禁止並びに埋葬の許可、第三十一条の規定による生活の用に供される水の使用及び給水の制限及び禁止の命令並びに第三十五条第一項の規定による質問及び調査並びに第五十条第二項、第三項及び第五項において準用する第二十六条の三第五項及び第二十六条の四第五項の規定による検査並びに第三十六条第一項及び第二項の規定による通知及び書面の交付

キ 第五十条の二第一項及び第二項の規定による報告の請求及び協力の要請並びに同条第四項において準用する第四十四条の三第四項及び第五項の規定による食事の提供等及び実費の徴収

第六条第一項第二十二号中キを削り、同号ウ中「及び第六項の規定による感染症指定医療機関に対する」を、「第六項及び第七項の規定による」に改め、同号中ウをオとし、オの次に次のように加える。

ク 第四十三条第一項の規定による報告の請求及び検査

第六条第一項第二十二号ム中「医療を受けるために必要な」を削り、「並びに当該決定に係る」及び「並びに」並びに第四十三条第一項の規定による報告の請求及び当該職員の実施の指示」を削り、同号中ムをノとし、同号ラ中「医療に要する」及び「並びに」並びに第四十三条第一項の規定による報告の請求及び当該職員の実施の指示」を削り、同号中ラをキとし、同号ナ中「及び第五十条第一項」、「当該職員の」及び「の実施の指示」を削り、同号中ナをムとし、ムの次に次のように加える。

ウ 第三十六条第一項及び第二項の規定による通知及び書面の交付

第六条第一項第二十二号ネ中「又は禁止の命令並びに第三十六条の規定による書面の通知又は交付」を「及び禁止の命令」に改め、同号中ネをラとし、同号ツ中「並びに第五十条第一項」を削り、「又は禁止及び埋葬の許可並びにそれらの措置の当該職員の実施の指示並びに第三十六条の規定による書面の通知又は交付」を「及び禁止並びに埋葬の許可」に改め、同号中ツをナとし、同号ソ中「及び第五十条第一項の規定による必要な措置をとるべきことの命令及び市町村に対する指示並びにその措置の当該職員の実施の指示並びに第三十六条の規定による書面の通知又は交付」を「の規定による措置命令、指示及び措置」に改め、同号中ソをネとし、同号レ中「及び第五十条第一項」を削り、「その措置の当該職員の実施の指示並びに第三十六条の規定による書面の通知又は交付」を「駆除」に改め、同号中レをツとし、同号タ中「及び第五十条第一項」を削り、「その措置の当該職員の実施の指示並びに第三十六条の規定による書面の通知又は交付」を「消毒」に改め、同号中タをソとし、カの次に次のように加える。

ヨ 第二十六条において読み替えて準用する第十九条の規定による入院の勧告及び措置並びに報告、第二十条の規定による入院の勧告、措置及び期間の延長、感染症調査協議会の意見の聴取、意見陳述の機会の付与並びに通知、第二十一条の規定による移送、第二十二条の規定による退院の措置及び求めの受理並びに確認、第二十三条において準用する第十六条の三第五項及び第六項の規定による通知及び書面の交付並びに第二十四条の二の規定による苦情の申出の受理、聴取及び処理並びに通知

タ 第二十六条の三第一項、第三項及び第五項の規定による検体及び病原体の提出の命令、取去並びに検査

レ 第二十六条の四第一項、第三項及び第五項の規定による検体の提出及び採取の承諾の命令並びに採取並びに検査

第六条第一項第三十号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号イ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に、「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に改め、同号中ヘをトとし、

ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同号中ハをニとし、同号ロ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同号中ロをハとし、同号イの次に次のように加える。

口 第三十条の十四第二項及び第三項の規定による廃棄又は譲り受けた覚醒剤原料の品名等の届出の受理

第六条第二項第十四号へ中「第六項」を「第七項」に改め、同号に次のように加える。  
リ 第九十三条第二項の規定による協力の要請

第十条第一項第十三号ク中「及び一時利用地の指定」を「一時利用地の指定及び換地清算事務」に改める。

第十条第一項第四十二号中「五千万円」を「一億五千万円」に改める。  
附則第五項中「第十条第一項第三十三号」を「第十条第一項第三十四号」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第五条、第六条第一項第二十二号、第十条第一項第十三号及び附則第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項第二号中「（限る。）」の下に「及び会計年度任用職員」を加え、同項第十一号ロ中「申告命令」を「報告の求め」に改め、同号ハ中「実地調査」を「立入検査」に改め、

同表各主管課長の専決事項の項第二号中「（。）」の下に「及び会計年度任用職員（行政職給料表五級相当待遇以下の者に限る。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 会計年度任用職員（職員の育児休業等を理由として任用するものに限る。）及び臨時職員の任用計画の決定及びその変更の決定並びに臨時職員の任用協議の承認

別表第一各課長の専決事項の項第十九号及び第二十号中「非常勤職員等の報酬、臨時職員等の賃金及び」を「非常勤職員、会計年度任用職員、臨時職員等の報酬、給料、手当及び費用弁償並びに」に改め、同表人事課長の専決事項の項第十一号中「（。）」の下に「及び会計年度任用職員（各主管課長の

専決事項に係るものを除く。）を加え、同表総務部長の私学・公益法人課に係る専決事項の項第四号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行に関する次のこと（高等学校及び農業大学校に係るものを除く。）  
イ 勧告、勧告に従わない旨の公表、措置命令及びその公示（第十四条）  
ロ 確認大学等に係る確認の取消し及びその公表（第十五条）

別表第一私学・公益法人課長の専決事項の項第二号中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改め、同号イ中「第五条」を「第四条」に改め、同号ロ中「第七条」を「第六条」に改め、同号ハ中「第九条」を「第八条」に改め、同号に次のように加える。

二 就学支援金の支払の一時差止め（第九条）  
ホ 報告、文書等の提出及び提示の命令並びに質問（第十八条）

ハ 就学支援金の支払の時期の決定（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号。以下この号において「省令」という。）第九条）

ト 収入状況届出書等を提出する期限の指定（省令第十一条）

別表第一私学・公益法人課長の専決事項の項第三号イ中「、附則第二条」を「、」に、「」第七條附則第二条」を「。以下この号において「省令」という。）第七條」に改め、同号ロ及びハ中「、附則第二条」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 認定の取消しの届出の受理及び減免費用相当額の徴収（第十二条）  
別表第一私学・公益法人課長の専決事項の項第三号に次のように加える。

ホ 更新確認申請書の受理（省令第五条）  
別表第一事務課長の専決事項の項第一号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法人事業税交付金の交付の決定（第七十二条の七十六）  
別表第一事務課長の専決事項の項第四号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十二年法律第二十五号）第十二条の規定による地方法人特別税」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第十条第三項の規定による特別法人事業税」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有する廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法

律第二十五号）第十二条の規定による地方法人特別税」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第十条第三項の規定による特別法人事業税」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有する廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法

律第二十五号）第十二条の規定による地方法人特別税」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第十条第三項の規定による特別法人事業税」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有する廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法

律第二十五号)第十二条第三項の規定による地方人特別税の国への払込み

別表第一震災復興・企画部長の震災復興・企画総務課に係る専決事項の項第一号中「第四条の規定による整備計画の作成」を「の施行に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

イ 公共用施設設備計画の作成及び主務大臣との協議(第四条)

ロ 利便性向上等事業計画の作成及び主務大臣との協議(第十条)

別表第一震災復興・企画部長の震災復興・企画総務課に係る専決事項の項第二号イ中「あたつて」を「当たつて」に改め、同表環境生活部長の環境政策課に係る専決事項の項第一号ホ中「及び第一種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者及び第一種特定製品引取等実施者」に改め、同表環境政策課長の専決事項の項第一号ヲ中「第一種フロン類引渡受託者及び」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者」に改め、「。」の下に「及び第一種特定製品引取等実施者」を加え、同号ヲ中「第一種フロン類引渡受託者及び」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者」に、「に対する」を「及び第一種特定製品引取等実施者に対する」に改め、同号中ネをナとし、カからツまでをヨからネまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請(第九十三条)

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第一号ハ中「その変更の認定等」を「認定の取消し」に、「第十八条の七」を「第十八条の十」に改める。

別表第一自然保護課長の専決事項の項第一号中ワをカとし、ホからヲまでをへからワまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 鳥獣捕獲等事業の変更の認定等及び認定の有効期間の更新(第十八条の七、第十八条の八)

別表第一環境生活部長の循環型社会推進課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十 土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年宮城県条例第七十四号)の施行に関する次のこと。

イ 土砂等の埋立て等を行う者に対する措置命令等(第二十条)

ロ 土砂等の埋立て等を行う者の許可の取消し及び停止命令(第二十一条)

ハ 土砂等搬入禁止区域の指定及び解除並びにその公示(第二十三条、第二十五条)

ニ 土砂等の埋立て等を行う者に対する措置命令等及び許可の取消し並びに土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の公表(第二十八条)

別表第一循環型社会推進課長の専決事項の項に次の一号を加える。

八 土砂等の埋立て等の規制に関する条例の施行に関する次のこと。

イ 土砂等の埋立て等の許可(第七条、第十一条)

ロ 土砂等の埋立て等の変更許可及び軽微な変更の届出の受理(第十二条)

ハ 土砂等の埋立て等の許可等に対する条件の付与(第十三条)

ニ 土砂等の埋立て等に使用された土砂等の量の報告の受理(第十六条)

ホ 土砂等の埋立て等の完了又は廃止の届出の受理、基準適合の確認及び届出者への結果の通知(第十七条)

ヘ 土砂等の埋立て等の許可に係る事業の譲受けの許可(第十八条)

ト 土砂等の埋立て等を行う者の地位の承継の届出の受理(第十九条)

チ 土砂等の埋立て等に係る立入検査等(第二十三条、第二十七条)

リ 土砂等の埋立て等を行う者等に対する報告の徴収等(第二十六条)

別表第一保健福祉部長の医療政策課に係る専決事項の項第四号中へを削り、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 病院、診療所及び助産所の開設者に対する措置命令及び業務の全部又は一部の停止命令(第二十四条の二)

別表第一保健福祉部長の医療政策課に係る専決事項の項第四号ト中「管理者」を「理事数の特例及び管理者」に改め、同号ヲ中「社会医療法人等の設立認可の取消し」を「社会医療法人の認定の取消し及び収益業務の全部又は一部の停止命令」に改め、「第六十五条、第六十六条」を削り、同号に次のように加える。

ワ 設立認可の取消し(第六十五条、第六十六条)

別表第一保健福祉部長の医療人材対策室に係る専決事項の項第四号中「第十五条及び附則第二条の規定による確認大学の確認の取消し及び公表」を「の施行に関する次のこと」に、「限る。」を「限る。」に改め、同号に次のように加える。

イ 勧告、勧告に従わない旨の公表、措置命令及びその公示(第十四条)

ロ 確認大学等に係る確認の取消し及びその公表(第十五条)

別表第一医療人材対策室長の専決事項の項第三号イ中「附則第二条」を「」に、「第七条、附則第二条」を「(以下この号において「省令」という。第七条)に改め、同号ロ及びハ中「附則第二条」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 認定の取消しの届出の受理及び減免費用相当額の徴収(第十二条)

別表第一医療人材対策室長の専決事項の項第三号に次のように加える。

ホ 更新確認申請書の受理(省令第五条)

別表第一保健福祉部長の健康推進課に係る専決事項の項第三号中「第二十五条の八第二項」を「第三十二条第二項、第三十四条第二項(健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則第二条第一項及び第三条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第三十六条第三

項」に改め、同表健康推進課長の専決事項の項第二号中ハを削り、同表商工金融課長の専決事項の項第八号イ中「基盤施設計画」を「事業継続力強化支援計画」に、「第七条」を「第五条」に改め、同号ロ中「基盤施設計画の変更」を「事業継続力強化支援計画の変更」に、「認定基盤施設計画」を「認定事業継続力強化支援計画」に、「第八条」を「第六条」に改め、同号ハ中「認定基盤施設計画」を「認定事業継続力強化支援計画」に、「基盤施設事業」を「事業継続力強化支援事業」に、「第二十二条」を「第十一条」に改め、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 経営発達支援計画の認定についての意見具申（第七条）

別表第一 商工金融課長の専決事項の項第八号に次のように加える。

ホ 事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件の確認、他の都道府県知事及び経済産業大臣への確認結果の照会及び通知（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号。以下この号において「省令」という。）第二条、第三条）

ヘ 認定事業継続力強化支援計画の公表及び経済産業大臣への通知（省令第五条）

ト 経営指導員要領の作成に係る協議に対する回答（省令第十条）

別表第一 経済商工観光部長の中小企業支援室に係る専決事項の項第一号イ中「第三十七条」を「第六十七条」に改め、同号ロ中「第三十八条」を「第六十八条」に改め、同号ハ中「第三十九条」を「第六十九条」に改め、同表中小企業支援室長の専決事項の項第二号イ中「第八条」を「第十四条」に改め、同号ロ中「第九条」を「第十五条」に改め、同号ハ中「第四条」を「第十条」に改め、同号ニ中「第五条」を「第十二条」に改め、同表農政部長の農政総務課に係る専決事項の項及び農政総務課長の専決事項の項の次に次のように加える。

農業政策室

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次（宮城県農林水産・食品関連産業基本計画に関するものに限る。）。

イ 基本計画に係る主務大臣との協議（第四条）

ロ 基本計画の変更の協議（第五条）

農業政策室長

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次（宮城県農林水産・食品関連産業基本計画に関するものに限る。）。

イ 基本計画の軽微な変更の届出（第五条）

ロ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意（第十一条、第十二条）

ハ 地域経済牽引事業計画及びその変更の承認（第十三条、第十四条）

ニ 地域経済牽引事業計画についての協議に対する同意（第十三条、第十四条）

ホ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し

（第十四条）  
 ヘ 承認地域経済牽引事業者に対する指導及び助言（第三十五条）  
 ト 承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収（第三十六条）

別表第一 農政部長の農山漁村なりわい課に係る専決事項の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表農山漁村なりわい課長の専決事項の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表農政部長の農業振興課に係る専決事項の項第三号ロ中「農地保有合理化事業規程の承認（第七条）」を「事業規程の承認及び公告（第八条）」に改め、同号ハ中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に、「（第八条）」を「並びに公告（第九条）」に改め、同号中ニを削り、同号ホ中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に、「（第十一条）」を「及び公告（第十条）」に改め、同号中ホを二とし、同表農業振興課長の専決事項の項第三号を次のように改める。

三 農業経営基盤強化促進法の施行に関する次（地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）。

イ 農業経営改善計画の認定（第十二条）

ロ 農業経営改善計画の変更の認定及び認定の取消し（第十三条）

ハ 農業経営改善計画の認定に係る市町村への意見聴取並びに認定及び取消しをした旨の通知（第十三条の二）

別表第一 農業振興課長の専決事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号イ中「、附則第二条」を「、」に、「第七条、附則第二条」を「（以下この号において「省令」という。）第七条」に改め、同号ロ及びハ中「、附則第二条」を削り、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 認定の取消しの届出の受理及び減免費用相当額の徴収（第十二条）

別表第一 農業振興課長の専決事項の項第七号に次のように加える。

ホ 更新確認申請書の受理（省令第五条）

別表第一 農業振興課長の専決事項の項中第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表みやぎ米振興課長に係る専決事項の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 主要農作物種子条例（令和元年宮城県条例第五十九号）の施行に関する次（三）。

イ 指定採種団体の指定及び変更の届出の受理（第八条）

ロ 指定採種団体に対する監督等（第九条）  
ハ 優良品種の決定（第十条）

別表第一 農村振興課長の専決事項の項第一号中ルをカとし、ハからヌまでをヘからワまでとし、ロをニとし、二の次に次のように加える。

ホ 意見聴取に対する回答及び意見陳述等（第七十条の二）

別表第一 農村振興課長の専決事項の項第一号イの次に次のように加える。

ロ 清算人の就任等の届出の受理及び公告（第十八条、第六十八条、第八十四条）

ハ 異議の申出に対する決定（解散又は合併に係るものに限る。）（第四十一条）

別表第一 水産林政部長の林業振興課に係る専決事項の項第一号ハを次のように改める。

ハ 共有者不確知森林に係る裁定（第十条の十二の五）

別表第一 水産林政部長の林業振興課に係る専決事項の項第一号ホ中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関する次のこと。

イ 確知所有者不同意森林に係る裁定（第十九条）

ロ 所有者不明森林に係る裁定（第二十七条）

ハ 代替執行に係る市町村との協議及び規約の公告（第四十八条）

別表第一 林業振興課長の専決事項の項第一号イ、ハ及びホ中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同項第五号ロ中「第十六条」を「第二十三条」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 森林経営管理法の施行に関する次のこと。

イ 民間事業者の公募及び公表（第三十六条）

ロ 代替執行に係る事務（第四十八条）

別表第一 土木部長の都市計画課に係る専決事項の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同表地方振興事務所長の専決事項の項中第十三号を次のように改める。

十三 農業経営基盤強化促進法の施行に関する次のこと（二以上の地方振興事務所の所管区域内に

おいて農業経営を営む者に係るものを除く。）。

イ 農業経営改善計画の認定（第十二条）

ロ 農業経営改善計画の変更の認定及び認定の取消し（第十三条）

ハ 農業経営改善計画の認定に係る市町村への意見聴取並びに認定及び取消しをした旨の通知（第十三条の二）

別表第一 地方振興事務所長の専決事項の項第十九号ニからヘまで及び第二十号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同項の次に次のように加える。

農業改良普及センター所長

主要農作物種子条例の施行に関する次のこと。

イ 特定種子生産は場の出及び変更の届出の受理（第十一条）

ロ ほ場及び生産物の審査並びには場審査証明書及び生産物審査証明書の交付（第十二条）

ハ 特定種子生産者に対する勧告等（第十三条）

別表第一 畜産試験場長の専決事項の項を次のように改める。

一 家畜人工授精手数料条例（平成十九年宮城県条例第四十号）の施行に関する次のこと。

イ 手数料の免除（第四条）

ロ 精液の譲渡及び注入の承諾（家畜人工授精手数料条例施行規則第三条）

二 種畜預託手数料条例（昭和五十一年宮城県条例第二十七号）第四条の規定による手数料の減免  
別表第二 出納局長の専決事項の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 建設業法第二条第一項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量又は設計の委託に係る競争入札参加資格を有する者に対する警告

別表第四 農業振興部長の専決事項の項第十号を次のように改める。

十 農業経営基盤強化促進法の施行に関する次のこと（二以上の地方振興事務所の所管区域内において農業経営を営む者に係るものを除く。）。

イ 農業経営改善計画の認定（第十二条）

ロ 農業経営改善計画の変更の認定及び認定の取消し（第十三条）

ハ 農業経営改善計画の認定に係る市町村への意見聴取並びに認定及び取消しをした旨の通知（第十三条の二）

別表第四 農業農村整備部長の専決事項の項第一号中「ヨからソまで、オからコまで、アからメまで及びシからスまで」を「イ、タからツまで、クからエまで、サからミまで及びエからンまで」に改め、スをシとし、ヤからセまでをマからスまでとし、同号ク中「及び一次利用地の指定」を、「一次利用地の指定及び換地清算」に改め、同号中クをヤとし、オをクとし、イからノまでをロからオまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 県有土地改良財産の編入の承認（第五条、第四十八条、第八十四条、第八十五条、第八十五条の二、第八十五条の三、第八十七条の二、第八十七条の三、第八十八条、第九十六条の三、

土地改良法施行規則第六十九条、第七十五条、土地区画整理法第七条）

別表第四 林業振興部長の専決事項の項第四号ニからヘまで及び第五号中「森林施業計画」を「森林

経営計画」に改める。

別表第四地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第一号中ラをムとし、トからナまでをチからラまでとし、同号へ中「及び一次利用地の指定」を、「一次利用地の指定及び換地清算」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 県有土地改良財産の編入の承認（第五条、第四十八条、第八十四条、第八十五条、第八十五条の二、第八十五条の三、第八十七条の二、第八十七条の三、第八十八条、第九十六条の三、土地改良法施行規則第六十九条、第七十五条、土地区画整理法第七条）

別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項第六号ロ中「第三十七条」の下に「、附則第七条、附則第八条」を加え、同号ホ、へ及びト中「第三十八条」の下に「、附則第七条、附則第八条」を加え、同表保健福祉事務所の地域事務所に置かれる地域保健福祉部長の専決事項の項第四号ロ中「第三十七条」の下に「、附則第七条、附則第八条」を加え、同号ホ、へ及びト中「第三十八条」の下に「、附則第七条、附則第八条」を加える。

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第一号中ワをソとし、ヲをレとし、同号ル中「誇大表示」を「食品として販売に供するものであつて健康増進効果等についての表示がされたものの製造施設、貯蔵施設、販売施設等への立入検査及び関係物件の取去並びに誇大表示」に、「第三十一条」を「第六十六条」に改め、同号中ルをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対する報告の徴収、立入検査及び質問（健康増進法の一部を改正する法律附則第二条）

タ 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対する報告の徴収、立入検査及び質問（健康増進法の一部を改正する法律附則第三条）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第一号ヌ中「及び食品として販売に供するものであつて健康増進効果等についての表示がされたもの」を削り、「第二十七条、第三十二条」を「第六十一条」に改め、同号中ヌをワとし、同号リ中「特定施設」を「特定施設等」に、「第二十五条の九」を「第三十八条」に改め、同号中リをヲとし、同号チ中「特定施設」を「特定施設等」に、「第二十五条の八」を「第三十二条」に改め、同号中チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 喫煙専用室設置施設等（健康増進法の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により読み替えられた喫煙可能室設置施設及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等を含む。）の管理権原者に対する報告及び措置命令（第三十四条）

ル 喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する報告及び措置命令（第三十六条）  
別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第一号ト中「特定施設」を「特定施設等」に、

「第二十五条の七」を「第三十一条」に改め、同号中トをチとし、同号へ中「特定施設」を「特定施設等」に、「第二十五条の五」を「第二十九条」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 特定給食施設であつて特別の栄養管理が必要な施設の指定（第二十一条）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号チ中「及び当該職員の見査の実施の指示」を削り、同号中チをヌとし、同号ト中「感染症指定医療機関及び結核指定医療機関に対する」を削り、同号中トをリとし、同号へ中「医療に要する」を削り、同号中へをチとし、同号ホ中「書面の通知又は」を「通知又は書面の」に改め、同号中ホをトとし、同号ニ中「当該職員の」、「の実施の指示」及び「第五十条」を削り、同号中ニをへとし、同号ハ中「通知」の下に「確認の求めの受理」を加え、同号中ハをホとし、同号ロ中「報告、当該職員による健康診断の実施の指示及び書面の通知又は交付（第十七条、第四十五条）」を「受診の報告及び実施（第十七条）」に改め、同号中ロをニとし、同号イ中「当該職員の質問及び調査の実施の指示」を「質問及び調査」に改め、同号中イをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 通知及び書面の交付（第十六条の三）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号にイとして次のように加える。

イ 検体及び病原体の受領（第十四条の二）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号に次のように加える。

ル 通知及び書面の交付（第四十四条の七）

ヲ 健康診断の受診の報告及び実施、通知並びに書面の交付（第四十五条）

ワ 質問、調査、通知及び書面の交付（第五十条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第四十三号ヌ及びル中「第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類充填回収業者」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者及び第一種特定製品引取等実施者」に改め、同号中レをソとし、ヲからラまでをワからレまでとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請（第九十三条）

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一総務部長の私学・公益法人課に係る専決事項の項第四号及び同表私学・公益法人課長の専決事項の項第二号の改正規定、同表私学課長の専決事項の項の改正規定（同項第四号の改正規定、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える改正規定に限る。）並びに同表環境生活部長の自然保護課に係る

専決事項の項、同表自然保護課長の専決事項の項、同表保健福祉部長の医療政策課に係る専決事項の項、同表商工金融課長の専決事項の項、同表経済商工観光部長の中小企業支援室に係る専決事項の項、同表中小企業支援室長の専決事項の項、同表水産林政部長の林業振興課に係る専決事項の項、同表林業振興課長の専決事項の項、同表地方振興事務所長の専決事項の項第十九号及び第二十号、別表第四農業農村整備部長の専決事項の項、同表林業振興部長の専決事項の項、同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項、別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項、同表保健福祉事務所の地域事務所に置かれる地域保健福祉部長の専決事項の項並びに別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号の改正規定は、令和二年三月三十一日から施行する。

○宮城県訓令第九号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条の表三の項中「雇用推進専門監」の下に「、観光振興専門監」を、「土木政策専門監」の下に「、総合治水対策専門監」を加える。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。